

章立て	記載内容
第1章 計画の策定趣旨、位置づけ	<p>1.1 国土強靱化の理念等</p> <p>1.2 計画の策定趣旨</p> <p>1.3 愛知県を強靱化する意義</p> <p>①県民の生命・財産と県民生活や地域産業を大規模自然災害等から守るとともに、迅速な復旧・復興を果たし、愛知・名古屋を核とした中部圏の社会経済活動を確実に維持する。</p> <p>②平時において世界トップクラスの産業競争力を有する中部圏の持続的成長を促進するための県土づくりを実現し、国全体さらには世界に貢献する。</p> <p>③首都直下地震などによる首都圏が被災した場合のバックアップ機能や他の地域が被災した場合のサポート機能を備える。</p> <p>1.4 計画の策定経緯</p> <p>1.5 計画の位置づけ</p>
第2章 愛知県の地域特性等	<p>2.1 愛知県の地域特性</p> <p>①沖積平野と広大なゼロメートル地帯</p> <p>②少子高齢社会の進行</p> <p>③社会資本の老朽化</p> <p>④人口が集中する大都市地域</p> <p>⑤モノづくり産業の集積</p> <p>⑥国内外との物流・交流ネットワークの要</p> <p>⑦国土軸の結節点</p> <p>⑧洪積台地に立地する行政中枢機能</p> <p>⑨「自律・分散・協調」型社会を実現できる地域</p> <p>2.2 南海トラフ地震により想定される被害</p>
第3章 愛知県の強靱化の基本的な考え方	<p>3.1 愛知県の強靱化の基本目標</p> <p>①県民の生命を最大限守る。</p> <p>②地域及び社会の重要な機能を維持する。</p> <p>③県民の財産及び公共施設、愛知県を始め中部圏全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。</p> <p>④迅速な復旧復興を可能とする。</p>

章立て	記載内容
第3章 愛知県の強靱化の基本的な考え方	<p>3.2 愛知県の強靱化を進める上での留意事項</p> <p>①「自律・分散・協調」型の社会システムの確立</p> <p>②国、県（近隣県）、市町村、大学、関連事業者、地域団体やボランティア等のそれぞれの役割、相互の連携</p> <p>③少子高齢社会の進行、社会資本の老朽化への対応</p> <p>④人のつながりやコミュニティ機能の向上</p> <p>⑤人材の育成と確保</p> <p>⑥民間資金の積極的な活用</p> <p>⑦ハード対策とソフト対策の効果的な組み合わせ</p> <p>⑧短期～長期の時間管理概念を持った計画的な取組</p> <p>⑨代替性・冗長性等の確保</p> <p>⑩非常時の防災・減災のみならず平時にも有効に活用される対策の推進</p>
第4章 愛知県の強靱化の現状と課題（脆弱性評価）	<p>4.1 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定</p> <p>※43のリスクシナリオを設定</p> <p>4.2 個別施策分野と横断的分野の設定</p> <p>4.3 脆弱性評価の実施手順</p> <p>4.4 脆弱性評価結果</p> <p>※評価結果の詳細は別紙とする</p>
第5章 推進すべき施策	<p>5.1 強靱化施策の推進方針</p> <p>※リスクシナリオ(4.1)及び個別施策分野・横断的分野(4.2)ごとの推進方針</p> <p>5.2 愛知県の強靱化のために優先的に取り組む施策</p> <p>※推進方針に基づく個別具体的施策を位置づけ（素案段階で530施策程度）</p>
第6章 計画推進の方策	<p>6.1 計画の推進体制</p> <p>6.2 計画の進捗管理</p> <p>6.3 計画の見直し</p>
別紙	<p>別紙1 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果</p> <p>別紙2 施策分野ごとの脆弱性評価結果</p>

「愛知県地域強靱化計画（仮称）の素案」の概要

※「愛知県地域強靱化計画（仮称）の素案」の構成にしたがって章・節の符号及び見出しを付している。

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

1.1 国土強靱化の理念等 <計画 P1>

国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）において、国土強靱化の理念として「平時から大規模自然災害等に対する備え、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応により地域づくりを行い、危機に翻弄されることなく危機に打ち勝ち、地域、国の持続的な成長を実現する」ことを述べている。

1.2 計画の策定趣旨 <計画 P3>

愛知県地域強靱化計画（以下「本計画」という。）は、今後の愛知県の強靱化に関する施策を国全体の国土強靱化政策との調和を図りながら、国や県内市町村、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、総合的、計画的に推進する指針として策定するものである。

1.3 愛知県を強靱化する意義 <計画 P3、P4>

- 県民の生命・財産と県民生活や地域産業を大規模自然災害等から守るとともに、迅速な復旧・復興を果たし、愛知・名古屋を核とした中部圏の社会経済活動を確実に維持する。
- 平時において世界トップクラスの産業競争力を有する中部圏の持続的成長を促進するための県土づくりを実現し、国全体さらには世界に貢献する。
- 首都直下地震などによる首都圏が被災した場合のバックアップ機能や他の地域が被災した場合のサポート機能を備える。

1.4 計画の策定経緯 <計画 P4、P5>

本計画は、名古屋市と連携・共同した検討体制により、学識経験者からの幅広い意見や、関係行政機関、地方公共団体、ライフライン事業者、報道関係機関、経済団体、民間団体、地域団体との情報共有・連絡調整を踏まえて検討を進めたものである。

また、「名古屋市地域強靱化計画（仮称）」との調和を確保するとともに、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（豊橋市、田原市、南知多町）の脆弱性等も考慮した。

1.5 計画の位置づけ <計画 P5、P6>

(1) 対象とする区域及び想定するリスク

- 対象とする区域は愛知県全域とする。
- 対象とするリスクは愛知県内に大きな被害が生じる地震・津波災害を基本とする。

ただし、首都圏が被災した場合のバックアップ機能や他地域が被災した場合のサポート機能の充実により国全体の強靱化に寄与するうえで、愛知県に直接的な被害が生じないものの、間接的な影響がある他地域の大規模自然災害等についても考慮。

(2) 基本計画等及び各種計画との調和等

- 国土強靱化の観点から県における様々な分野の計画等の指針となるものであり、いわゆる「アンブレラ計画」としての性格を有する。
- 基本計画と調和するとともに、県内市町村の国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）とも連携と役割分担を図る。
- 民間事業者、NPO、国、市町村等の関係者による取組、さらには近隣県を始め他自治体や南海トラフ地震対策中部圏戦略会議等との連携・協力・調整により取組を進める。

第2章 愛知県の地域特性等

2.1 愛知県の地域特性 <計画 P7~P13>

- 沖積平野と広大なゼロメートル地帯
- 少子高齢社会の進行
- 社会資本の老朽化
- 人口が集中する大都市地域
- モノづくり産業の集積
- 国内外との物流・交流ネットワークの要
- 国土軸の結節点
- 洪積台地に立地する行政中枢機能
- 「自律・分散・協調」型社会を実現できる地域

2.2 南海トラフ地震により想定される被害 <計画 P14~P18>

- (1) 強い揺れ、液状化に伴う被害
- (2) 広範囲に渡る浸水・津波に伴う被害

第3章 愛知県の強靱化の基本的な考え方

3.1 愛知県の強靱化の基本目標 <計画 P19>

国が基本計画に位置づけた国土強靱化の推進における4つの基本目標を受け、愛知県を強靱化する意義等も考慮して、次の4つの基本目標を位置づける。

- 1 県民の生命を最大限守る。
- 2 地域及び社会の重要な機能を維持する。
- 3 県民の財産及び公共施設、愛知県を始め中部圏全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
- 4 迅速な復旧復興を可能とする。

3.2 愛知県の強靱化を進める上での留意事項 <計画 P19、P20>

- (1) 社会構造の変化への対応等に係る事項
- (2) 効果的な施策の推進に係る事項

第4章 愛知県の強靱化の現状と課題（脆弱性評価）

4.1 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定 《計画 P21, P22》

基本計画の45のリスクシナリオをもとに、項目の追加や削除、表現の修正を行い、43のリスクシナリオを設定した。（地震以外のリスクシナリオを削除するとともに、「避難所の機能不足等に関する事態（6-5）」及び「住居確保等の遅延による事態（8-6）」を追加。）

事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標 8項目	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） 43項目
1 大規模地震災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
	1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
	1-4 堤防の沈下、水門等の倒壊による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
	1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模地震災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による都市の混乱
	2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模地震災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化
	3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
	3-3 首都圏での中央官庁機能の機能不全による行政機能の大幅な低下
	3-4 名古屋市三の丸地区等の地方行政機関、県、市町村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模地震災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5 大規模地震災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
	5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-4 陸・海・空の基幹的交通ネットワークの機能停止
	5-5 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
	5-6 食糧等の安定供給の停滞
6 大規模地震災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能停止
	6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5 避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態
	6-6 市街地での大規模火災の発生
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 海上・臨海部の広域複合災害の発生
	7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-3 排水機場等の防災施設、ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-4 有害物質の大規模拡散・流出
	7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7-6 風評被害等による国家経済等への甚大な影響
	7-7 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8 大規模地震災害発生後であっても、人口や企業の流出を回避し、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等）や物資等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3 新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ
	8-6 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ

4.2 個別施策分野と横断的分野の設定 《計画 P23》

基本計画の12の個別施策分野及び3の横断的分野をもとに、項目の統合や追加を行い、11の個別施策分野及び4の横断的分野を設定した。（「産業構造」と「金融経済」の個別施策分野を「産業・経済」として統合。横断的分野に「産学官民・広域連携」を追加。）

個別施策分野と横断的分野

個別施策分野 11項目		横断的分野 4項目
1. 行政機能／警察・消防等	7. 交通・物流	1. リスクコミュニケーション
2. 住宅・都市	8. 農林水産	2. 老朽化対策
3. 保健医療・福祉	9. 県土保全	3. 研究開発
4. エネルギー	10. 環境	4. 産学官民・広域連携
5. 情報通信	11. 土地利用	
6. 産業・経済		

4.3 脆弱性評価の実施手順 《計画 P24》

国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考として、(1) リスクシナリオごと、(2) 施策分野ごとに脆弱性評価結果を整理した。

国・関係団体（検討会議）・県内部の取組状況の把握に加え、「あいちビジョン 2020」等の本県の計画等、「中部圏地震防災基本戦略」（南海トラフ地震対策中部圏戦略会議策定）、「愛知県における防災対策等への提言」（愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等地震被害予測調査ワーキンググループ）などを基に愛知県の脆弱性を総合的に評価した。

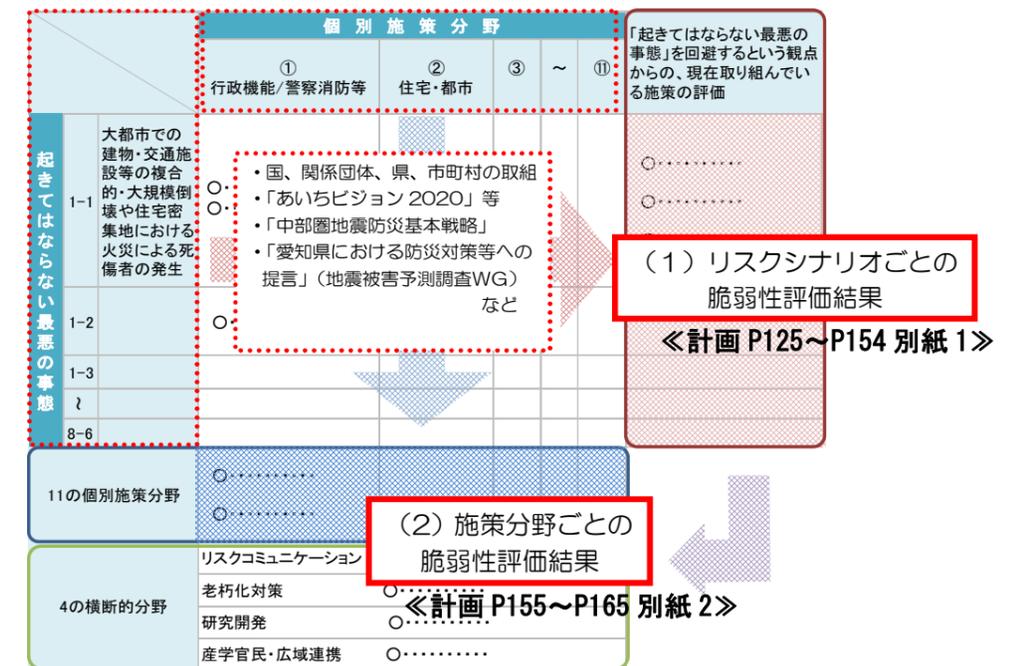


図. 脆弱性評価の手順

4. 4 脆弱性評価結果 <<計画 P25>>

リスクシナリオごとの脆弱性評価結果及び施策分野ごとの脆弱性評価結果を抜粋して下表に示す。

(別紙1) リスクシナリオごとの脆弱性評価結果(抜粋) <<計画 P125~P154 別紙1>> ※精査中

事前 に 備 え る べ き 目 標	1 大規模地震災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 住宅・建築物等の耐震化は、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きいためなどから十分に進まない状況にあり、耐震化の促進に向けた実効性の高い対策を推進する必要がある。【1-1、1-2】 ◆ 堤防等の耐震化及び新設を推進する必要がある。また、津波が堤防を越えた場合にも流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進する必要がある。【1-3】
	2 大規模地震災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害時医療救護活動に関する協定締結を継続して推進するとともに、地域の医療機関の活用を含めた連携体制の構築を図る必要がある。【2-6】
	3 大規模地震災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 首都や隣接県の機能不全等が発生した場合の代替(バックアップ)・支援機能の強化等も視野に入れながら、中部圏において基幹となる広域防災拠点の整備検討を進める必要がある。【3-3】 ◆ 地方行政機関等の施設は、災害対応の機能強化を図るとともに、国・地方行政機関等の連携、情報通信ネットワークの冗長化等を図る必要がある。また、防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の補強・育成、物資等の備蓄、職員の参集状況や家族の安否確認、職員へのメンタルケアなどの体制強化を図る必要がある。【3-4】
	4 大規模地震災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害情報システムや通信手段が、一部の地域もしくは県全体に渡って途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性評価を行い耐災害性の強化、高度化を図る必要がある。また、対応策を推進する必要がある。【4-1】 ◆ 災害対応業務、災害情報の標準化、共有化に関する検討を推進する必要がある。【4-2】
	5 大規模地震災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 大規模地震発生時にサプライチェーンを確保するため、企業ごとのBCP策定に加え、コンビナート、工業団地等重要な産業施設において、一企業の枠を超えて地域単位で事業継続力強化を図る地域連携BCPの普及を図る必要がある。【5-1】 ◆ 災害時に求められる必要な空港機能、輸送能力を確保していく必要がある。【5-4】
	6 大規模地震災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害時のエネルギーの供給を確保するための取組を進めるとともに、エネルギー供給源の多様化に対応し、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進していく必要がある。さらに、エネルギーセキュリティ向上のため、コージェネレーション等の分散型エネルギーシステムの普及拡大を推進する必要がある。【6-1】
	7 制御不能な二次災害を発生させない	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 築造年代が古く、大規模地震により決壊し下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池の耐震診断や耐震化、ハザードマップの整備など総合的な対策を実施する必要がある。【7-4】 ◆ 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業所への立入検査等の機会を捉え、化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画等を定めた「特定化学物質等管理書」の作成等を指導する必要がある。【7-5】
	8 大規模地震災害発生後であっても、人口や企業の流出を回避し、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 復旧・復興を担う人材等の育成の視点に基づく横断的な取組を行う必要がある。また、復旧・復興に必要な資機材等の調達・受入体制を整備する必要がある。【8-2】 ◆ 応急仮設住宅の建設候補地における建設の実現性を考慮した見直しと定期的な候補地台帳の更新を図るほか、市町村や民間企業等との連携により、人材や資機材の確保等、災害後の迅速な建設体制を整備する必要がある。【8-6】

(別紙2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果(抜粋) <<計画 P155~P165 別紙2>> ※精査中

個別 施策 分野	1 行政機能 /警察・消防等 ・ ・ ・	<p>※個別施策分野ごとの脆弱性評価結果は、リスクシナリオごとの脆弱性評価結果と大部分で重複するため省略。</p>
	11 土地利用	
横 断 的 分 野	1 リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 全ての県民が自助、共助、公助の考え方を十分に理解し、自発的に行動することができるよう、県や市町村、県民や民間事業者などが愛知県の強靱化に関する教育、訓練、啓発等、双方向のコミュニケーションの機会を継続的に創出し、リスクに強靱な経済社会を築き、被害を減少させる必要がある。 ◆ 災害時の住民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上、被災者の心のケアに重要な役割を果たす地域コミュニティの機能を平時から維持・向上させるために必要な取組を推進する必要がある。また、防災ボランティア等による地域を守る組織、団体の主体的な活動について、後方支援等により促進する必要がある。
	2 老朽化対策	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 施設の点検・診断を一定の基準に基づいて実施し、適切な時期に必要な対策を行うとともに、点検・診断の結果や対策履歴等の情報を適切に管理・蓄積し、次の点検・診断に活用する、というメンテナンスサイクルの構築や、故障が発生する前に補修・修繕等を実施して性能・機能の保持・回復を図る予防保全型の維持管理を導入するなど、安全・安心の確保を最優先としつつ維持・更新に係る経費の軽減・平準化を図る必要がある。
	3 研究開発	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 大学等の研究組織と連携しながら地震防災対策に関する調査・研究を行い、県内の民間企業、住民等に広く情報発信、教育・啓発するとともに、情報交換を行い、相互の認識の共有化を図る必要がある。
	4 産学官民 広域連携	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 名古屋市近隣市町村防災担当課長会議、海部地域防災行政研究会、知多地域防災減災研究会、西三河防災減災連携研究会、東三河地域防災協議会等の市町村間の協調・連携に係る取組を推進する必要がある。

第5章 推進すべき施策

5.1 強靱化施策の推進方針 《計画 P27～P85》

脆弱性評価結果を踏まえ、リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針、施策分野ごとの強靱化施策の推進方針、及び、「重要業績指標（KPI）」※を策定した。

※ 重要業績指標（KPI: Key Performance Indicator）

施策の達成度・進捗の把握のため、リスクシナリオとの関連性や客観性等に着目して、リスクシナリオごとに設定する代表的な指標。なお、（）内には、現状及び目標達成の年次を表示している。

(1) リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針 《計画 P27～P68》 ※精査中

リスクシナリオ	推進方針及び重要業績指標(KPI) (例)
1-1	・住宅・建築物等の耐震化 ※住宅の耐震化率：85% (H23) → 95% (H32)
1-2	・不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進 ※県有施設の耐震化率：87% (H26) → 100% (H27)
1-3	・避難場所・避難路の確保・整備等 ※農業水利施設の屋上等高所へ避難するための階段等を設置：3箇所 (H26) → 30 箇所 (H35)
1-4	・ゼロメートル地帯等の河川・海岸堤防等の耐震化等の推進 ※県管理河川の堤防の耐震化：57.2km (H27～H35)
1-5	・土砂災害対策等の推進 ※治山施設の整備：108 箇所 (H35)
1-6	・情報伝達手段・体制の確保、効果的な教育・啓発の実施 ※家具の固定率：56% (H25) → 65% (H35)
2-1	・物資調達・供給体制、受援体制の構築等、水道施設の老朽化対策等の推進 ※基幹的道路ネットワーク供用延長：約 13km (H32)
2-2	・孤立集落等の発生を防ぐ施設整備等の推進 ※旧三河山間 14 町村道路改良延長：約 11km (H32)
2-3	・災害対応の体制・資機材強化 ※警察施設の耐震化率：64.4% (H26) → 100% (H28)
2-4	・需要を想定した備蓄量の検討、自立・分散型エネルギー供給の促進 ※処置拡大救命士養成：584 人 (H26) → 900 人 (H35)
2-5	・帰宅困難者等の受入態勢の確保 ※関係機関との帰宅困難者対策に係る意見交換：年 1 回 (H26～H35)
2-6	・災害時における医療機能の確保 ※医薬品等の供給に関する協定を締結する団体数：5 団体/年 (H26) → 5 団体を維持 (毎年度)
2-7	・衛生環境の確保等 ※水処理機能及び汚泥処理機能の確保のための処理場施設の耐震化：53 施設 (H35)
3-1	・治安確保のための体制の確保と装備資機材の充実強化 ※非常用電源の整備率：26.6% (H26) → 42.2% (H30)
3-2	・緊急交通路の確保、信号機電源付加装置の整備 ※停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数：145 台 (H26) → 304 台 (H32)
3-3	・基幹的広域防災拠点の整備等 ※県営名古屋空港で事前対策が必要な施設における要対策箇所での耐震補強工事の実施箇所：3 箇所 (H33)
3-4	・自治体の業務継続計画の作成及び見直し ※業務継続計画の策定：県及び 18 市町村 (H26) → 県及び県内すべての市町村 (H35)
4-1	・情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等 ※愛知県管理道路の無電柱化延長：11.8km (H35)
4-2	・多様な情報提供手段の確保

リスクシナリオ	推進方針及び重要業績指標(KPI) (例)
5-1	・個別企業BCP策定の促進 ※中小企業のBCP策定率：5.3% (H25) → 12% (H35)
5-2	・燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備 ※緊急輸送道路等の整備延長：約 108km (H35)
5-3	・石油コンビナート等防災計画の見直し及び防災体制の強化 ※石油コンビナートに係る設備の耐震化等：89.25% (H25) → 100% (H28)
5-4	・交通施設の防災対策の推進、輸送モードの連携・代替性の確保 ※緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40 橋 (H35)
5-5	・金融機関における防災対策の推進 ※被災中小企業向けの災害復旧資金貸付案内の発行部数 30,000 部程度 (H35)
5-6	・食品産業事業者等の災害対策の強化、農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化 ※食品産業事業者等における連携・協力体制の構築割合：24% (H24) → 50% (H29)
6-1	・電力供給ネットワーク等の災害対応力強化 ※再生可能エネルギー等導入推進基金を活用して、再生可能エネルギー発電設備を導入する公共施設数：47 施設 (H28)
6-2	・水道施設等の耐震化等の促進、上水道等復旧の体制等の強化 ※重要給水拠点へ至る配水管の耐震化率：20% (H27) → 100% (H42)
6-3	・汚水処理施設等の防災対策の強化 ※水処理機能及び汚泥処理機能の確保のための処理場施設の耐震化：53 施設 (H35)
6-4	・陸・海・空の輸送ルート確保の強化 ※都市・地域間道路ネットワーク供用延長：約 49km (H32)
6-5	・避難所の運営体制等の整備、避難所の耐震化等の推進 ※関係職員を対象とした運営訓練の実施：20 人程度/年 (H25～H35)
7-1	・火災に強いまちづくり等の推進、消防団員の確保 ※自主防災組織による活動カバー率：95% (H25) → 100% (H35)
7-2	・港湾の災害対応力の強化 ※東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）：約 31% (H24) → 約 66% (H28)
7-3	・住宅・建築物等の耐震化の啓発 ※耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等の棟数：15,302 棟 (H23) → 1/5 に削減 (H32)
7-4	・ため池の防災対策の推進 ※農業用ため池のハザードマップの作成：598 箇所 (H26) → 681 箇所 (H35)
7-5	・有害物質の漏えい等の防止対策の推進 ※毒物劇物大量保管施設への立入検査件数：対象施設数の約半数/年 (H26～H35)
7-6	・農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備、地域コミュニティ等と連携した森林整備等の推進 ※林内路網密度：23m/ha (H23) → 24m/ha (H27)
7-7	・風評被害を防止する確かな情報発信のための体制強化
8-1	・災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理 ※フロンガス回収・処理計画の策定：全市町村 (H35)
8-2	・迅速な復旧・復興の担い手となる人材育成・確保と物資等の調達体制の整備、事前復旧・復興計画等の策定 ※県・市町村職員向け震災復興都市計画模擬訓練の毎年度実施
8-3	・警察施設の機能強化 ※警察施設の耐震化率：64.4% (H26) → 100% (H28)
8-4	・幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進 ※港湾BCPの推進：3港 (H35)
8-5	・浸水等の被害軽減に資する対策の推進、地籍整備等の促進 ※可搬式応急ポンプの更新：100 台 (H35)
8-6	・仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化、既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保、自宅居住による生活再建の促進 ※県産木材の生産量：10.2 万 m ³ (H25) → 12.0 万 m ³ (H27)

(2) 施策分野ごとの強靱化施策の推進方針 <計画 P69～P85> ※精査中

施策分野	推進方針 (例)	
行政機能 /警察・消防等	業務継続計画等の見直し、災害対応力の強化、 災害対応の装備資機材等の充実、応援部隊の受援体制等の整備	
住宅・都市	住宅・建築物等の耐震化、火災に強いまちづくり等の推進、水道施設の耐震化、 下水道施設の耐震化・下水道BCPの策定、帰宅困難者等支援対策の推進	
保健医療・福祉	災害時における医療機能の確保、 災害時要配慮者に対する福祉支援ネットワーク等の構築、 防疫と災害医療の円滑化の確保	
エネルギー	燃料供給バックアップ体制の充実強化、燃料供給ルート確保に向けた体制整備、 地域における自立・分散型エネルギーの導入促進	
情報通信	情報手段の多様性の確保、情報の集約化と提供体制の確立	
産業・経済	サプライチェーンの脆弱性の分析・評価、企業BCP策定の促進、 企業内の人材育成と人材の確保	
交通・物流	災害時における代替輸送ルート等の検討、陸・海・空の輸送ルート確保の強化、 物流に係る各種BCPの策定、迅速な道路啓開、復旧の体制整備	
農林水産	災害時における食料確保対策の強化、 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化	
県土保全	総合的な県土保全対策の推進、既存施設の管理・活用の推進	
環境	有害物質の漏えい対策等の強化	
土地利用	安全な地域づくり、地域機能等の維持・強化、地籍調査等の推進	
横断的 分野	リスクコミュニケーション	効果的な教育・啓発の実施、非被災地への情報発信
	老朽化対策	インフラ老朽化対策等の推進、維持管理の体制整備
	研究開発	地震防災対策等に関する調査・研究、地域のシンクタンク機能の充実、 継続的な議論の場の充実
	産学官民 広域連携	大規模災害時の広域連携、広域防災拠点の整備等、 市町村間の協調・連携に係る取組の推進

5. 2 愛知県の強靱化のために優先的に取り組む施策 <計画 P86～P122>

愛知県の強靱化のため優先的に取り組む個別具体的施策として、「あいちビジョン2020」に位置付けた重要施策や「第3次あいち地震対策アクションプラン」に盛り込んだ事業等を掲載した。また、本計画の策定に参画いただいた関係団体（「愛知・名古屋地域強靱化計画検討会議」の各構成員）の取組や国のモデル調査において共同で調査を実施している名古屋市の取組、「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援について」（平成27年1月）に位置付けられる施策などについても掲載した。

なお、個別具体的施策は複数のリスクシナリオに関係することが多いことから、ここでは、重複排除や実効性の観点から、施策分野ごとに整理した。

<個別具体的施策として掲載したもの>

◆「あいちビジョン2020」において位置付けた重要施策

<例> リニア中央新幹線の早期整備、中部国際空港の機能強化
名古屋港の国際産業ハブ港化（国際物流ターミナルの整備等） など

◆「第3次あいち地震対策アクションプラン」の各アクション項目に基づく施策

<例> 住宅の耐震化の促進（耐震診断・耐震改修の補助）
河川・海岸堤防の耐震化等の推進 など

◆その他関係団体（「愛知・名古屋地域強靱化計画検討会議」の各構成員）の取組で本計画に位置付けられる施策

<例> 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の3市町（豊橋市・田原市・南知多町）の施策
電力供給ネットワークの災害対応力強化（中部電力㈱） など

◆国のモデル調査において共同で調査を実施している名古屋市の施策

<例> 名古屋駅周辺地下公共空間の整備推進
栄地区まちづくりプロジェクトの推進 など

◆「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援について」（平成27年1月）に位置付けられる施策

<例> 漁港の地震・津波対策、長寿命化対策 など

〔 上記の基準により「個別具体的施策」を計画 P87～122 に掲載している。（現在、各部局等と調整中） 〕

第6章 計画推進の方策 <計画 P123>

6. 1 計画の推進体制

各分野の有識者や関係者による意見・助言を受ける場を設けるとともに、地震・津波災害について本県が別に関催する愛知県地震対策有識者懇談会、個別分野ごとの推進・検討体制等や、関係者における推進・検討体制等と連携を図る。

6. 2 計画の進捗管理

毎年度、各施策の進捗状況の把握等を行うこととし、「第3次あいち地震対策アクションプラン」など、個別の計画におけるフォローアップと連動することにより、施策の進捗状況の把握等を効果的に進める。

6. 3 計画の見直し

大規模自然災害等全般を想定するリスクとして本計画の拡充を図るとともに、概ね5年毎に本計画全体を見直すこととする。